

「男女いきいき・元気宣言」事業者募集！

男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進める
意欲のある事業者のみなさんを、大阪府は応援します。

大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取組みを進め、男性も女性もいきいきと働くことのできる元気な企業・団体をめざしてがんばっているみなさんを、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組みを応援しています。



「男女いきいき・元気宣言」事業者として ご登録いただくことで・・・

- ★ 企業向けの講座や研修などの情報をメールでお知らせします！
- ★ 大阪府提携の融資をご利用いただけます！
 - ・「おおさか男女いきいきサポートローン」（商工中金）
 - ・「エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー」融資制度（りそな銀行）
- ★ 「男女いきいき・元気宣言」事業者として、府のホームページ等を通じて、広く府民に紹介します！
- ★ 「男女いきいき・元気宣言」事業者であることを意味するシンボルマークを、名刺やホームページ、広告等に使用していただけます。



大阪府は、事業者のみなさんとともに、男性も女性も
いきいきと働くことのできる元気な大阪をめざします。



募集の対象

大阪府内に事業所があり、男女がいきいきと働くことができる取組みを行っている事業者で、かつ、2人以上の女性従業員（うち少なくとも1人は正社員）を雇用している事業者が対象となります。

※事業者とは、企業、財団・社団法人などをさします。（営利、非営利を問いません。）

登録の要件

次の取組みを行っている企業・団体等を「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録します。

★ 女性の能力を活用するための取組み

- 例) ・これまで女性の少なかった職場や職種に女性を配置したり、女性の採用拡大などに取り組んでいる。
・女性の管理職の割合を高めるための目標設定や、人事考査基準の明確化などに取り組んでいる。
・女性の仕事に対するチャレンジ意欲向上や意識改革を図るため、職員研修の充実などに取り組んでいる。
など

★ 男性の育児参加を支援するための取組み

- 例) ・男性の育児参加を支援するための具体的な計画や方針がある。
・男性の育児休業取得を促進するため、管理職の指導や研修を実施している。
など

★ 仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組み

- 例) ・育児や介護などを行いながら仕事を続けられるように、育児・介護・看護のための休業制度や短時間勤務制度など様々な制度の導入に積極的に取り組んでいる。
・仕事と家庭の両立に悩む従業員のための相談体制の整備や、両立に配慮する必要性についての管理職研修の実施などに取り組んでいる。
・育児等により休業した従業員が復職しやすいように休業中の情報提供など、円滑な職場復帰のための取組みを実施している。
など

★ 男女がともに働きやすい職場づくりのための取組み

- 例) ・セクシュアル・ハラスメントを防止するために、職員研修の充実や相談体制の整備、カウンセラーの配置などに取り組んでいる。
・男女の固定的な役割分担意識の解消のために管理職や従業員の研修や意識啓発などに取り組んでいる。
・男女がともに働きやすい職場とするため、施設・設備の改善や作業方法の見直しなどに取り組んでいる。
など

★ その他、働く場における男女共同参画を推進するための取組み

応募・お問い合わせ

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (大阪府咲洲庁舎 38 階)
電話 : 06-6210-9321 / FAX : 06-6210-9322
e-mail : danjo-fumin@sbox.pref.osaka.ne.jp

ホームページ

応募用紙をダウンロードしていただけます。

大阪府 男女いきいき

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/ikiiki2013/index.html>

